

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償に関する

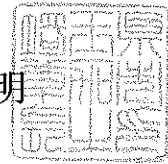
# 要 望 書

平成26年3月10日

埼玉県東南部地域放射線対策協議会



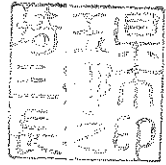
草加市長 田 中 和 明



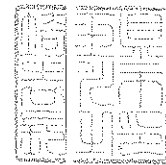
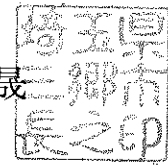
越谷市長 高 橋 努



八潮市長 大 山 忍



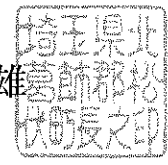
三郷市長 木 津 雅 晟



吉川市長 戸 張 胤 茂



松伏町長 會 田 重 雄



埼玉県東南部の5市1町では、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、空間放射線量測定、学校給食中の放射性物質の検査、除染対策、風評被害対策等の様々な放射線対策を余儀なく実施してきました。これらの対策費については、原子力損害の賠償に関する法律第3条において、原子炉の運転等の際の事故により損害を生じた場合には、原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずるという無過失責任が規定されていることから、貴社に対して総額288,933,271円の費用請求を2回に渡って行ってきました。

しかし、事故から3年が経過しようとしている平成26年2月28日現在、貴社から支払われた賠償額は、埼玉県東南部の5市1町の請求額の2割にも満たない36,683,545円に過ぎません。

貴社は、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲等に関する中間指針（平成23年8月5日）」、「中間指針追補（平成23年12月6日）」及び「中間指針第二次追補（平成24年3月16日）」（以下、「中間指針等」という。）を踏まえ、平成25年2月に初めて地方公共団体に対して賠償に関する考え方（以下、「東電基準」という。）を示しましたが、その内容は、賠償の最低限の目安であるはずの中間指針等の内容を逆に捉えて賠償の上限として設定したものとなっています。

東電基準については、見直しの一部されたものの十分なものとは言えず、東電基準以外の請求には事実上応じようとしなない対応を取ってきています。

つきましては、原子力発電所事故に係る損害賠償に関する貴社の対応等について、下記のとおり要望しますので、明確な回答を求めます。

#### 記

- 1 放射線対策に要した費用は賠償項目を限定することなく、全て賠償対象とすること
- 2 賠償対象期間を定めることなく、対策が継続している間は賠償対象とすること
- 3 放射線対策に要した人件費は通常時間内に行った場合でも全て賠償対象とすること
- 4 放射性物質汚染対処特別措置法の対象とならない除染の費用を賠償対象とすること
- 5 賠償基準を明確にし、請求手続きの簡素化を図ること

